

特殊車両の取締りを行いました

～違反車両2台に警告書を交付～

函館開発建設部は、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（法令で定める重量・寸法を超える大型車両）の取締りを行いました。

許可内容の確認、計測を行った6台中2台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を行いました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」（※）に基づき、違反者対策の強化を進めております。

函館開発建設部は、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 実施日時 令和6年7月3日（水） 10:00～12:00
- 実施場所 一般国道5号 西大沼チェーン着脱場（亀田郡七飯町字西大沼：別紙参照）
- 取締結果 計測車両 全6台 うち違反車両 2台
（違反車両の内訳） 無許可（未申請） 1台
無許可（連結違反） 1台
（指導の内容） 警告書交付 2台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

公物管理課 課長 はせがわ ひさし 長谷川 寿（電話 0138-42-7691）

公物管理課 課長補佐 ささき おさむ 佐々木 治（電話 0138-42-7691）



函館開発建設部ホームページアドレス <https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>

▼ 取締り場所 位置図



出典: 国土地理院 地理院地図

特殊車両の取締りを行いました

亀田郡七飯町字西大沼



STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

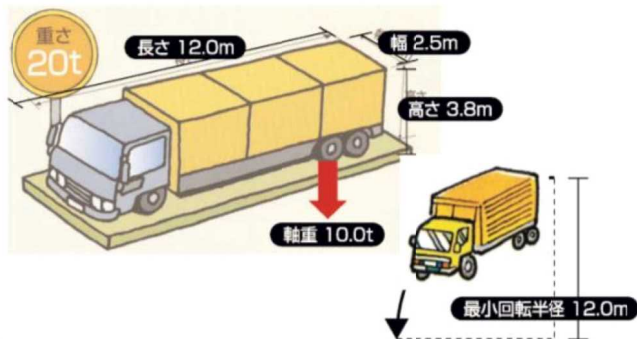
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けると、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

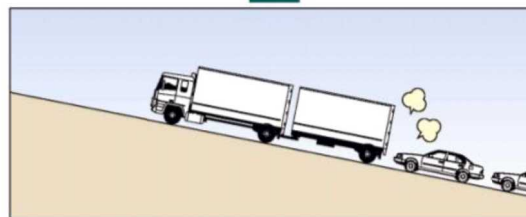
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。